



埼玉県報

第 3019 号
平成 30 年(2018 年)
7 月 13 日
金曜日

目次

告示

- 電子複写機用紙に関する落札者等の公示（入札課）
- （仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業環境影響評価書の縦覧（環境政策課）
- 平成 30 年度埼玉県毒物劇物取扱者試験の実施（保健医療政策課）
- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 平成 30 年度埼玉県家畜商講習会の開催（畜産安全課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 一般国道 125 号の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 博物館の登録事項の変更（文化資源課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）

雑報

- 埼玉縣市町村職員共済組合公告（市町村課）

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子複写機用紙 26,930箱(A4判 25,200箱、B4判 230箱、A3判 1,500箱)(予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県会計管理課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年6月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂
埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額
31,599,882円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年4月17日

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、埼玉県から鶴ヶ島市の区域内において行われる（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

川越市環境部環境政策課

狭山市環境経済部環境課

坂戸市環境産業部環境政策課

日高市市民生活部環境課

二 縦覧の期間

平成三十年七月十三日（金）から平成三十年七月二十七日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告示

埼玉県告示第七百八十三号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成三十年十月二十一日（日）	埼玉県草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

二 試験区分

イ 一般毒物劇物取扱者試験

ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験

ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 基礎化学

ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）第九条の受験願書

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

平成三十年八月二十日（月）から同年八月三十一日（金）まで

埼玉県毒物劇物取扱者試験センター（葛西郵便局私書箱百二十九号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成三十年十一月二十九日（木）及び同年十一月三十日（金）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成三十年十一月二十九日（木）午前十時から平成三十一年一月四日（金）午後五時まで

告示

埼玉県告示第七百八十四号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所でなくなった。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上田清司

診療所		撤回日
名称	所在地	
高梨医院	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目八番十号	平成三十年七月二日

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーみらべる東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ホームセンターヤサカ東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

（変更後） スーパーみらべる東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 有限会社藤武商事 代表取締役 加藤知次

埼玉県川口市戸塚三丁目三十七番二十六号

（変更後） 株式会社藤徳商事 代表取締役 加藤知徳

埼玉県川口市戸塚南三丁目七番二十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤサカ 代表取締役 根性豊

東京都昭島市朝日町二丁目四番の十二

（変更後） 株式会社スーパーみらべる 代表取締役 関根朋之

東京都板橋区志村三―二十一―一

ハ 変更年月日

平成三十年六月三十日外

ニ 届出年月日

平成三十年六月二十九日

二 縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーみらべる東川口店

埼玉県川口市戸塚五丁目十八番一号

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四〇台

ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日

ニ 届出年月日

平成三十年六月二十九日

二 縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アンモール本庄

埼玉県本庄市東台五丁目八百七十八―十七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 日通不動産株式会社 代表取締役 三井田實

東京都港区東新橋一丁目九番三号

（変更後） 日通不動産株式会社 代表取締役 後藤康弘

東京都港区東新橋一丁目九番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町用土五千四百五十六

株式会社赤かんばん 代表取締役 金井俊夫

埼玉県本庄市銀座二丁目二番六号

（変更後） エー・ケー・ケー株式会社 代表取締役 金井廣行

群馬県前橋市大手町一丁目五番十五号

株式会社ジェーソン 代表取締役 太田万三彦

千葉県柏市大津ヶ丘二丁目八番五号

ハ 変更年月日

平成三十年六月二十七日外

ニ 届出年月日

平成三十年七月二日

二 縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ララガーデン春日部

埼玉県春日部市南一丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） フロンティア不動産投資法人 執行役員 永田和一

東京都中央区銀座六丁目八番七号

（変更後） フロンティア不動産投資法人 執行役員 岩藤孝雄

東京都中央区銀座六丁目八番七号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計三十九者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計四十一者

ハ 変更年月日

平成三十年四月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年六月十一日

二 縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目一番地五、一番地七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） フロンティア不動産投資法人 執行役員 永田和一

東京都中央区銀座六丁目八番七号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号

（変更後） フロンティア不動産投資法人 執行役員 岩藤孝雄

東京都中央区銀座六丁目八番七号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百十四者

(変更後) コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテ
リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百十七
者

ハ 変更年月日

平成三十年四月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年六月十一日

二 縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷アネックス

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目千百九十三―十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） フロンティア不動産投資法人 執行役員 永田和一

東京都中央区銀座六丁目八番七号

（変更後） フロンティア不動産投資法人 執行役員 岩藤孝雄

東京都中央区銀座六丁目八番七号

ハ 変更年月日

平成三十年四月一日

ニ 届出年月日

平成三十年六月十一日

二 縦覧期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十三日から平成三十年十一月十三日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百九十一号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 開催日時

平成三十年九月六日（木）及び九月七日（金）

午前八時四十五分から午後五時十五分まで

二 開催場所

埼玉県熊谷市須賀広七百八十四番地

埼玉県農業技術研究センター 研修・資料展示館一階 第一会議室

三 講習の内容

イ 家畜の取引に関する法令 四時間

ロ 家畜の品種及び特徴 四時間

ハ 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講手続

イ 提出書類

平成三十年度埼玉県家畜商講習会開催要綱に規定する受講申請書等

ロ 提出先

県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する家畜保健衛生所へ提出する

こと。

県内に住所を有しない者は、埼玉県農林部畜産安全課へ提出すること。

なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、「家畜商講習会受講申込書在中」と朱書すること。

ハ 受付期間

平成三十年七月二十六日（木）から八月十六日（木）まで

郵送の場合は、平成三十年八月十六日までの消印のあるものに限る。

五 手数料の納付

三千五百円相当額の埼玉県証紙を受講申請書に貼付して納付すること。

六 その他

詳細については、埼玉県農林部畜産安全課（電話〇四八―八三〇―四一九三）に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第七百九十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六―二十一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市上江袋字精神場三百五十番一 外十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百四十四立方メートル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年七月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
地先まで 行田市大字中里字天神三九五番	加須市北小浜字堂前一二二番一 地先から 行田市大字中里字天神三九五番	加須市北小浜字堂前一二五番二 地先から 行田市大字持田字油免二三二二 番一地先まで	区 間
六六・八〇	二一・八〇 六六・八〇	八・三五 二三・四四	敷地の幅員 (メートル)
一四八〇二・七〇		一八五三〇・六〇	延長 (メートル)
			備 考

告 示

埼玉県教委告示第二十四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百五十八号）第十三条第二項の規定により、飯能市郷土館の登録事項の変更登録をした。

平成三十年七月十三日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

一 登録記号番号

埼玉第二十号

二 設置者

飯能市

三 変更登録事項

名称

飯能市立博物館

四 変更年月日

平成三十年四月一日

告示

埼玉県選管告示第三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、草加市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成三十年七月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
新田ミニコミュニティセンター	埼玉県草加市金明町百六十四番地二	草加市長	六十人

雑報

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十九年度決算の要旨を公告する。

平成三十年七月十三日

埼玉県市町村職員共済組合 理事長 原 口 和 久

損益計算書の要旨													(単位:千円)		
経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	業務	保健	アルペンローゼ	宿泊 会館	貯金	貸付	物資	財形		
取 入	負担金	17,768,230	48,770,640	2,560,171	257,859	628,611	706,125								
	掛金(組合員保険料)	17,676,728	30,414,416	2,560,120			690,596								
	施設収入・商品売上							245,176	51,526						
	利息及び配当金	546				201,755	199	126	1,049	178	7,642,225	22	1		
	その他収入	2,911,347					296,345	112,035	2,321	118,309	186,419	195,108	79,828	356	
	他経理から繰入金						114,514		41,254						
	前年度支払準備金	2,455,129													
計	40,811,980	79,185,056	5,120,291	257,859	201,755	1,039,669	1,508,882	289,800	170,013	7,828,644	195,130	79,829	356		
支 出	給付	15,690,027													
	役員員給与					263,278	58,165	26,948	25,658	50,073	55,617	4,127			
	旅費・事務費					47,627	5,605	3,007	440	3,383	3,216	140			
	商品仕入							7,111	25						
	飲食材料費							59,704							
	委託費					63,041	138,187	84,708	31,483	115,269	17,475	990			
	支払利息					201,755				7,600,359	165,730	65,223	340		
	連合会払込金	457,060									8,741				
	負担金払込金		48,770,640	2,560,171	257,859										
	掛金払込金(組合員 保険料払込金)		30,414,416	2,560,120											
	前期高齢者納付金	9,485,152													
	後期高齢者支援金	6,969,462													
	病床転換支援金	36													
	老人保健拠出金	90													
	退職者給付拠出金	400,951													
他経理へ繰入金	114,514						41,254								
その他支出	4,823,566					587,568	1,114,703	159,323	80,569	33,780	21,135	1,692	16		
次年度支払準備金	2,358,484														
計	40,299,342	79,185,056	5,120,291	257,859	201,755	961,514	1,357,914	340,801	138,175	7,802,864	271,914	72,172	356		
差引当期利益又は当 期損失金(△)	512,638					78,155	150,968	△ 51,001	31,838	25,780	△ 76,784	7,657			
貸借対照表の要旨															
流動資産	6,729,836	4,805,406	330,188	2,526	367,764	990,584	1,945,968	1,635,034	995,309	53,277,239	2,402,657	57,268			
固定資産					14,153,080	8,385	189	2,132,807	991,335	412,623,784	7,579,643	3,374,715	51,038		
資産合計	6,729,836	4,805,406	330,188	2,526	14,520,844	998,969	1,946,157	3,767,841	1,986,644	465,901,023	9,982,300	3,431,983	51,038		
流動負債	228,227	4,805,406	330,188	2,526		22,375	504,749	15,367	8,242	441,765,979	2,181	174			
固定負債	2,358,483				14,520,844	277,172	91,155	209,833	658,417	49,824	7,805,451	3,320,390	51,038		
負債合計	2,586,710	4,805,406	330,188	2,526	14,520,844	299,547	595,904	225,200	666,659	441,815,803	7,807,632	3,320,564	51,038		
純資本剰余金							981	2,130,777	988,152						
利益剰余金	4,143,126					699,422	1,349,272	1,411,864	331,833	24,085,220	2,174,668	111,419			
純資産合計	4,143,126					699,422	1,350,253	3,542,641	1,319,985	24,085,220	2,174,668	111,419			
負債・純資産合計	6,729,836	4,805,406	330,188	2,526	14,520,844	998,969	1,946,157	3,767,841	1,986,644	465,901,023	9,982,300	3,431,983	51,038		